

第7回小林市・野尻町合併協議会  
( 会 議 録 )

日時：平成21年9月24日(木)

午後1時30分から

場所：小林市中央公民館大ホール

小林市・野尻町合併協議会

## 第7回小林市・野尻町合併協議会次第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 事

### 報告事項

報告第39号 第6回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について

報告第40号 小林市・野尻町合併協議会委員の変更について

報告第41号～50号 協議会報告事項（Aランク） 以下参照

協議会報告事項標題	担当部会等 (分科会等)
報告第41号 地方税の取扱いについて	総務 (税務)
報告第42号 事務組織及び機構の取扱いについて	組織機構G (組織機構班)
報告第43号 消防団の取扱いについて	総務 (消防・防災)
報告第44号 補助金、交付金等の取扱い（消防関係）について	〃
報告第45号 防災関係について	〃
報告第46号 生活環境関係について	厚生 (生活環境)
報告第47号 補助金、交付金等の取扱い（厚生関係）について	〃
報告第48号 国民健康保険事業の取扱いについて	厚生 (国保)
報告第49号 障がい者福祉関係について	厚生 (福祉)
報告第50号 その他の社会福祉関係について	〃

### 協議事項

協議会協議事項標題	担当部会 (分科会)
協議第24号 消防団の取扱いの変更について	総務 (消防・防災)
協議第25号 防災関係の変更について	〃
協議第26号 その他関係（交通安全）の変更について	〃
協議第27号 生活環境関係の変更について	厚生 (生活環境)

### 確認事項

- 1 . 第8回小林市・野尻町合併協議会の開催について
- 2 . 第9回小林市・野尻町合併協議会の開催について
- 3 . 第10回小林市・野尻町合併協議会の開催について
- 4 そ の 他
- 5 閉 会

第7回 小林市・野尻町合併協議会 出席者

(小林市・野尻町合併協議会委員)

- |         |            |           |        |
|---------|------------|-----------|--------|
| 1 . 会 長 | 小林市長 堀 泰一郎 | 1 8 . 委 員 | 淵上 貞繼  |
| 2 . 副会長 | 野尻町長 長瀬 道大 | 1 9 . "   | 楠元 千恵子 |
| 3 . 委 員 | 深草 哲朗      | 2 0 . "   | 福本 誠作  |
| 4 . "   | 大浦 竹光      | 2 1 . "   | 杉元 豊人  |
| 5 . "   | 蔵本 茂弘      | 2 2 . "   | 穴見 嘉宏  |
| 6 . "   | 溝口 誠二      | 2 3 . "   | 見越 南州男 |
| 7 . "   | 小畠 利春      | 2 4 . "   | 楠元 フタミ |
| 8 . "   | 小野 信雄      | 2 5 . "   | 古川 幸男  |
| 9 . "   | 伊藤 正一      | 2 6 . "   | 竹山 昭徳  |
| 1 0 . " | 山田 福雄      |           |        |
| 1 1 . " | 種子田 與市     |           |        |
| 1 2 . " | 坂本 新平      |           |        |
| 1 3 . " | 西岡 長成      |           |        |
| 1 4 . " | 下別府 明      |           |        |
| 1 5 . " | 高岩 都津子     |           |        |
| 1 6 . " | 龍神 豊美      |           |        |
| 1 7 . " | 坂下 実千代     |           |        |

( 顧 問 )

宮崎県農政水産部西諸県農林振興局長  
串間 秀敏

( 幹 事 )

小林市	末元 三夫	野尻町	吉田 哲幸
	肥後 正弘		内村 明生
	上谷 和徳		谷元 弘朗
	南崎 淳一郎		大谷 幸一
	久米 勝彦		

( 事務局 )

事務局長	倉園 凡生	事務局次長	谷川 浩二
事務局員	鶴水 義広	事務局員	税所 将晃
"	野口 健史	"	西園 孝信
"	柴内 敏彦	"	田島 聡
"	楠元 いず美		

( 欠席者 )

顧問 茂 雄二

以上 ( 敬称略 )

午後 1 時30分開会

事務局

皆さん、こんにちは。ご案内をいたしました時間となりました。本日は、合併協議会にご出席いただきありがとうございます。私は、本日の進行役を務めさせていただきますシステムグループの野口と申します。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして皆様をお願いをいたします。携帯電話をお持ちの方は電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。また、傍聴の皆様は傍聴規程に基づき、静かに傍聴くださいますようお願いいたします。また、本日の配付資料でございますが、机の上に3枚ほどお配りしてあるかと思いますが、確認をお願いいたします。

まず1つは、脳ドックと書いた本資料の差替え26ページの分が1枚、それから重心医療費の概要という表になった物が1枚あるかと思いますが、これは当日配付の資料になります。それともう1部、資料1というふうにあります。これは前回福本委員より求められておりました、区長の用務に関する資料についてまとめた物を1部お配りしてあるかと思いますが、足りない方ございましたらお手を挙げてお知らせください。

それでは、本日の会議につきましては、22名の委員さんにご出席でございます。したがって、小林市・野尻町合併協議会規約第10条の規定によりまして、会議の定足数に達しておりますので、本会議は成立しておりますことを前もってご報告を申し上げます。

それでは、最初に、本協議会の会長であります堀小林市長にごあいさつをお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。最近、朝夕は大分涼しくなりましたが、日中はまだ少し残暑が残っておりますのでありますが、どうぞ健康には十分ご注意くださいと思います。

第7回の合併協議会を開催するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

国政におきましては、8月30日の衆議院議員の選挙におきまして、民主党の歴史的勝利によりまして、今月16日には民主党、社民党、国民新党による連立政権が樹立をされました。8月の末ですか、各省庁の年度予算、来年度予算、概算要求が締切られておりまして、新政権における今後の予算編成には予算の大規模な組替えや財源の確保など、難航が予想をされておるところであります。新政権におかれましては、国民が安心して生活できるようマニフェストの早期実現を図っていただくとともに、国民生活を重視した政策に期待をしております。

さて、来年の3月23日の合併まで、いよいよ残すところあと半年となりました。本日は事務事業の調整が済んだものの中から、住民生活に密接な関係のあるものについて、10項目の報告と4項目の協議をお願いする予定であります。また、今回、野尻町議会選出の協議会委員の変更がありましたので、後ほど報告させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、最後まで熱心なご協議をいただきますようお願いを申し上げまして、会長としてのあいさつにさせていただきます。ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。ここで訂正を1つお願いいたします。先ほど、私のほうで、本日22名の委員さんにご出席というふうに申し上げましたが、24名の誤りでございましたので、訂正しておわびいたします。

それでは、議事に入る前に議長選出となっておりますが、協議会規約第10条によりまして会長が会議の議長となると定められておりますので、これから会長のほうで議事進行について、よろしくお願いいたします。

会長	<p>それでは規約によりまして、しばらくの間、私が議事を務めさせていただきます。ご協力方よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>まず、協議会会議運営規程に基づきまして、今回は小林市の山田福雄委員と野尻町の楠元千恵子委員に会議録の署名をお願いをいたします。</p> <p>協議に先立ってお諮りいたしますが、会議の傍聴につきまして傍聴規程では、本協議会は原則公開とするということになっておりますが、それについてご異議ありませんか。</p>
会長	<p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ご異議なしと認めます。それでは本日は公開ということにさせていただきますと思います。</p>
事務局	<p>それでは、早速協議に入らせていただきますが、まず報告事項の報告第39号第6回小林市・野尻町合併協議会以降の経緯につきまして、また、報告第40号小林市・野尻町合併協議会委員の変更についての2件につきましては関連がありますので、一括して事務局より報告をお願いします。</p> <p>それでは、資料ページの3ページをお開きください。</p> <p>報告第39号第6回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について、第6回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について別紙のとおり報告する。</p> <p>資料ページの4ページ、ご覧のように9件の会合を持ちましたことをご報告いたします。</p> <p>そして、資料ページの5ページ、6ページをお開きください。5ページのほうが合併準備プロジェクト開催状況ということで、15回の会合を持ったことをご報告いたします。そして6ページのほうが専門部会・分科会開催状況でございますが、これも15回の専門部会・分科会を開催したことをご報告申し上げます。</p> <p>引き続きまして、資料ページの7ページをお開きください。</p> <p>報告第40号小林市・野尻町合併協議会委員の変更について、小林市・野尻町合併協議会委員の変更について下記のとおり報告するというので、坂下春則委員から杉元豊人委員に変更がございましたことをご報告申し上げます。</p>
会長	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。ただいま報告第39号と報告第40号について報告をいたしました。事務局の説明に対しまして、何かご意見、ご質疑があればお出しください。</p>
会長	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ご意見、ご質疑もないようですので、報告第39号並びに報告第40号の2件につきましては、承認をされました。</p>
杉元委員	<p>ここで、今回新しく委員に就任されました杉元豊人委員をご紹介させていただきます。それでは杉元委員さん、自己紹介をお願いをしたいと思います。どうぞ。</p> <p>皆さん、こんにちは。前回、協議委員として一緒に活動させていただいたわけですが、うちの委員会の構成上、坂下委員の体調不良で、私が代わって今回また再度協議会のほうに復帰させていただきました。よろしくお願いをいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは杉元委員さん、よろしくお願いをいたします。</p> <p>それでは次に、報告第41号地方税の取扱いについて、総務部会の説明をお願いします。</p>
総務部会長	<p>それでは、報告第41号から随時報告してまいりたいと思います。</p> <p>小林市の総務課の上谷といいます。よろしくお願いをいたします。座って説明させていただきます。</p> <p>都市計画税の取扱いということで、9ページをお開きいただきたいと思います。地方税の中でも都市計画税についてはどうしますかということでもあります。これにつきましては、合併までに調整しましょうというふうになっていま</p>

<p>会長</p>	<p>したが、その調整結果はここに9ページに示してあるとおり、まず小林市の制度等に統一しますよということでございます。そしたら、その中身はどうなりますかということではありますが、これについては1点目ですけども、都市計画区域は今までどおりとしますよと、税率については0.2%としますよということで、一応調整ができたところでございます。</p> <p>以上、ご報告申し上げます。</p> <p>ありがとうございます。ただいま報告第41号について説明をいたしました。何かご質問があればお出しください。溝口さん。</p>
<p>溝口委員</p>	<p>座ったままで。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>溝口委員</p>	<p>都市計画税、聞くところによりますと審議会がありまして、審議会の答申が21年3月にあったとお聞きしました。内容については、4年間かけて都市計画税を廃止すると。したがって、合併後でしょうか、年に0.05%ずつ減じるというような話でありました。したがって、0.05%ずつ減じますと、今のところ税率は0.2%ですから、4年がかりでなくなるということでしょう。</p> <p>そこでお聞きしますが、これ、いつからそのようにされるのでありましようか。そしてまた、その場合、固定資産税率はあくまでも据置きでしょうか。それに伴って上がるんでしょうか。お聞きをいたします。</p>
<p>総務部会長</p>	<p>この件につきましては、税務の分科会長が来ておりますので、そちらのほうから答弁をさせます。</p>
<p>税務分科会長</p>	<p>どうもこんにちは。税務課の資産税の竹内といいます。</p> <p>本来でしたら、固定資産税の審議会の中で、先ほど溝口委員からありました税率の関係であります。答申の内容としましては、いわゆる固定資産税と都市計画税を今現在賦課しております。固定資産税が1.4%、固定資産ですね。都市計画税が0.2%ということで、方法としては都市計画区域内の都市計画税を4年間で0.05%ずつ下げていく。一方、固定資産税、区域内のですね、固定資産税の税率は1.4%から0.05%ずつ4年間で上げて1.6%にしていくというような方法を区域内はとります。区域外の方につきましては、都市計画区域外につきましては、固定資産税については税率を0.05%ずつ4年間で上げて1.6%と、税率は1.6%かということに言われましたが、これも区域内、区域外、4年間ですべて1.6%にするということに答申では出されております。高いところ、固定資産税のあるところは、都市計画税のあるところは下げていって、ないところは上げていく。合わせて両方とも1.6%、都市計画区域内も外も1.6%に合わせるということに答申をされております。</p>
<p>会長</p>	<p>いつからっていう質問。</p>
<p>税務分科会長</p>	<p>時期はですね、実施時期の3番目に、答申としては指示のほうに、財政状況を十分かんがみ、実施時期については市長の裁量に委ねるということで、時期としてはまだ確定はしておりません。この答申の中身としては以上であります。</p>
<p>会長</p>	<p>まだ、ありますか。はい、どうぞ。</p>
<p>溝口委員</p>	<p>したがって、1.6に、区域外の方は0.2%上がるんですかね。税金が上がることになるわけですか。</p> <p>これも税金にかかわる問題ですが、全棟調査を実施されましたよね。これによつての税の増収というのは考えられるんですか。</p>
<p>税務分科会長</p>	<p>これにつきましてですね、やはり、自主財源ということからいけば、大体平成22年度からの課税になりますので、具体的な試算では3,000万ぐらいの税収が図れるのではということで、まだ19年度から21年度、今も調査しておりますので確定した数字は出ておりませんが、22年度から、試算ではそういう3,000万ぐらいはと試算をしております。</p>
<p>会長</p>	<p>以上です。</p> <p>よろしいですか。はい。ほかにありませんか。はい、どうぞ。穴見さん。</p>

穴見委員	<p>都市計画区域の不満が強いからですね、都市計画税は廃止するという方向だと。ところが固定資産税に、全域の固定資産税に0.2%賦課するということはですね、ちょっと私は乱暴な話かなと思うんですが、税収を増やすという面から言えば、これは起死回生の一石二鳥というところかもしれませんが、もうちょっとですね、これは慎重に検討をしていただきたいと思います。</p>
税務分科会長	<p>いいですか。</p> <p>今の先ほど溝口委員からありました固定資産審議会等につきましては、合併をするから、しないからという段階で議論を全くしてません。平成18年ぐらいから、都市計画税の庁内で議論をしましょうということが庁内で開かれましたが、庁内だけでは議論はできないということで、平成19年度から20年度にかけて一般の市民の方、都市計画区域内、区域外の方15人の方で議論をしていただいて、固定資産税等審議会を開催しております。あくまでも、野尻との合併、税務の協議会、分科会の中では、合併を試算に今回の答申はなされておられませんので、そのところは十分お量りをとっていただきたいと思っております。ですから、合併したから、すぐ4年間で上がるという考えは全く、そういう答申は市のほうにはないと思いますけども、私たちの審議会のほうの議論としてですね、合併の分科会の中でそういう議論はされておられませんので、そのところは十分ご理解していただきたいと思っております。</p>
会長	<p>いかがですか。よろしゅうございますか。ほかにありませんか。はい、どうぞ。福本さん。</p>
福本委員	<p>野尻、福本ですが。都市計画税自体をどう理由でなくすということになったのかですね、まず、ちょっとそこが、野尻町としましては都市計画税自体がありませんので、ちょっとわからないんですが、まずそのあたりのいきさつがあればですね、お聞かせ願いたいと思います。</p>
税務分科会長	<p>それでは、審議会の答申の中の審議過程がありますので読ませさせていただきます。</p> <p>市当局から、市財政、市税の状況、財政状況、都市計画事業等の説明を受けております都市計画、固定資産税については、税の用途、賦課の仕組みなどを検証し、9回実施されております。中身としましては、都市計画税は中心部以外の市民には恩恵が感じられないとか、公平さに欠ける、目的税として都市計画税の用途が市民に十分知らされていないのじゃないか、用途区域のみの賦課をすべきではないか、土地の評価についても不均衡が生じないように適正な評価していくべきではないか、そういうような意見がありました。さらにですね、街路事業、公園の事業、区画整理事業で市街地を形成していることからすれば、都市計画事業は非常に完成度が高いという評価がされたんじゃないかなという経過もありました。</p> <p>その中で、一方の市全体の事業を見ますときに、都市計画区域内、区域外問わず自主財源が使われているということからすれば、市税の約50%を占めている固定資産、都市計画税は非常に重要な自主財源であるということについては十分理解できましたと。税率0.2%の都市計画税を廃止すれば、約1億6,000万の財源不足が生じることも説明をされた。今般、国からの地方交付税や補助金の削減が進む中、市税の財政状況では都市計画税を廃止してしまえば、新たな自主財源の捻出が非常に厳しいと。公平性も保つ意味で固定資産税を一本化にすべきじゃないかなという意見が出されたところであります。</p> <p>それから議会の中でも、平成17年、18年、19年と議会があるたびに議員の皆さんから都市計画税の見直し、もしくは固定資産税の一本化とか、そういうような議論がなされて、市のほうが審議会を発足した経過があります。</p>
会長	<p>以上であります。</p> <p>よろしいですか。ほかにありませんか。ここまでにしてください。あと3回ですからね。</p>

溝口委員	<p>都市計画区域以外の方は今んとこ1.4%ですから、これが4年後には1.6%になっちゃうと、都市計画区域内はもとに戻るわけですよ。そうすると、外の方は税が上がるんじゃないですか。この上がる分というのはどれぐらいなんですか。これに市民の抵抗はないですかね。そこをお聞きします。最後です。</p>
税務分科会長	<p>細かい数字といたしますか、税率変更における細かい数字というのはですね、0.2%自分の持っている家屋、土地にかけていただければよろしいかと思うんですが、平均して幾らという数字は出ていません。例えば、細野地区の人であれば、下がる人、下がるといたしますか、若干差があるということで、4,000円から8,000円ぐらいがそういうのが上がる人がいるんじゃないかなという想定はされております。例えば、面積の広い人もおれば狭い人もいるし、山間部の人もおれば、町部の人、評価額が違いますので一概には言えませんが、8,000円もし上がったとしても、それを4期、1期が2,000円と、4,000円上がれば1期が1,000円ずつ上がると。そういうような試算であります。</p>
会長	<p>以上です。</p>
会長	<p>ほかにありませんか。</p>
会長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
会長	<p>ご意見も尽きたようでありますので、それではお諮りいたしますが、報告第41号地方税の取扱いにつきましては、報告のとおり承認するにご異議ありませんか。</p>
会長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
会長	<p>ご異議なしと認めます。それでは報告第41号につきましては報告のとおり承認されました。</p>
組織機構グループリーダー	<p>次に、報告第42号事務組織及び機構の取扱いについてを組織機構グループの説明をお願いします。</p>
組織機構グループリーダー	<p>それでは引き続きまして、私のほうで説明をさせていただきます。</p>
組織機構グループリーダー	<p>報告第42号ということで、11ページをお開きいただきたいと思っております。この組織機構につきましては、当然合併までに統合するように調整しましょうという確認ができておまして、ただ、新市においても常にその組織を見直して、効率化に努めなさいということが確認されているところでございます。また、この事務組織機構については4つの整備方針、そして同じく4つの合併時の機能を持たせましょうというようなことも確認されているわけでございます。</p>
組織機構グループリーダー	<p>まず、確認いたしますけれども、基本方針として4点ということで、その1点目でございます。</p>
組織機構グループリーダー	<p>まず、住民サービスの低下を招かない、2点目、住民にわかりやすく、利用しやすい、3点目、地方分権や新たな行政課題に対応できると、4点目ですけれども、新市基本計画をしっかりと遂行できると、この4点がまず基本方針として確認されているところでございます。そうしたら、合併時の機能として組織にこういう機能を持たせましょうというようなことで、以下の4点が確認されております。</p>
組織機構グループリーダー	<p>まず、合併、新市の行政機能につきましては大きく3つの機能に分けましょうと。1つは管理機能、もう1つは分野別機能、そして窓口機能と、この3つの機能に分けましょうと。その中でも管理機能と分野別の機能における企画立案の部分については原則として小林市の組織に入れますよというのが大きく1点目の確認でございます。</p>
組織機構グループリーダー	<p>同じく2点目ですけれども、須木庁舎、野尻庁舎につきましては、分野別機能と窓口機能を有する3つの部分、1つ目が「地域振興部門」、2つ目が「住民生活部門」、そして3つ目が「地域整備部門」という、この3つの部門を持たせましょうと。</p>
組織機構グループリーダー	<p>3点目ですけれども、行政委員会、教育委員会と農業委員会については分室を設けますよと。</p>



	<p>そして4番目ですけども、紙屋支所については出張所として今のまま新市に引き継ぎますよと。この4つが確認されているところでございます。</p> <p>それで、12ページをご覧いただきたいと思うんですけども、この組織機構につきましては、プロジェクトを組みまして議論を重ねてまいりました。その結果、12ページにありますように、合併を契機として今回は部長制へ移行していくということがプロジェクトの中では確認されたところでございます。現在49課でございます。これが合併いたしますと11部局35課というふうに持っていきたいと考えてるところでございます。ただ、12ページの右端のほうにグループ名というグループがありますけども、これは大体このようなグループになるとは思いますが、これはあくまでも例示だというふうにご理解いただきたいと思えます。グループにつきましては、課長の裁量で名前を変えたりできますので、ここに示してあるのは例示というふうにご理解いただきたいと思えます。</p> <p>先ほども申しましたけども、今回の合併を機に部制へ移行と、していこうということで考えてるところでございます。今の現実を見てみますと、なかなかですね、縦割り行政から脱却できない課制であるということ。そして現実問題として、単独の課で解決できる事例がなかなかないと。それと先細る財源あるいは職員を考えた場合は、課を超えて、もっと大きな枠組みである部ということを念頭に置いたお金や職員の配分が必要になってくるんじゃないかならうかと。</p> <p>そして今、行政評価を推進しております。取組んでおりまして、今後はこの行政評価も絶対評価から相対評価へ取り組まなくてはいけないというようなことを考えるとですね、やっぱり、部制のほうがいいんじゃないかならうかということで、繰り返しますけども、この合併を機に課制から一步踏み出して部制へ移行ということで、組織機構グループでは一応確認をしたところでございます。</p> <p>以上、簡単でございますけどもご報告とさせていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。それでは報告第42号につきまして、何かご質問のあられる方お出してください。はい、どうぞ。小野さん。</p>
<p>小野委員</p>	<p>小林市の小野です。さっきの総務課長の話はよくわかるんですけども、確かに合併を機に部制にしたいという気持ちもよくわかるし、我々も議会もそれは認めております。しかしですね、この組織図を見ると、野尻も小林も、野尻も旧須木もですね、3つの課になるんですね。地域振興課、住民生活課、地域整備課ですね。それで、この基本方針を見ると、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮した組織機構にすると。それと住民にわかりやすく利用しやすい組織機構とするというふうに記載しております。まだいろいろありますけども。須木はですね、今3年目に入って、少しは慣れてきたかなと思えますけども、野尻の方がこの組織に急になった場合に戸惑うんじゃないかなと思うんですよ。窓口行って、どこに行っていていいのかっていうことやらですね、戸惑うのじゃないかっていうのが1つと。前の須木と小林の合併協議会の中で、須木は総合支所方式とするという、小林の一般有識者の方はほとんどここにまだ残っておられますけども、はっきり覚えておられると思えますけども、総合支所とする。総合支所というのは現庁舎というか、現組織をそのまま引き継ぐんですよという説明も受けました。今、須木もそういうふうにさせていただいておりますけども、確かに部制というのはわかりますけども、いきなりですね、須木と野尻を3課といたしますか、グループの、課に1つのグループしかないといえますか。ちょっと極端な組織の変化じゃないかなと思うんですけども。その前の合併協議会との整合性といえますか、そのときの約束とこういうふうになさなきゃならないという、気持ちはわかりますけど、そのとこの説明を良くして下さい。</p>
<p>会長</p>	<p>それじゃね、答弁は組織機構グループが説明するようになってるんですか。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）説明してください。</p>
<p>組織機構グループリーダー</p>	<p>今の件ですけども、まずこの組織機構についてはおっしゃるように混乱がないように当然合併前に周知を図る必要があると思えますので、それはもう当然やり</p>

<p>会長 小野委員</p> <p>組織機構グループリーダー 小林市職員課長</p>	<p>たいというふうに考えております。それとですね、先ほどグループ、課とグループのことをおっしゃいましたが、このグループは先ほども言いましたように、例示ということで、1課1グループということになるかどうかわかりませんが、ここはですね、まだ若干グループは、また分かれてくるんじゃないかなというふうには思っております。</p> <p>それと、旧須木村と合併した。今度新たに野尻町のほうと合併するというところで、こういうふうに組織をしたわけですが、若干、今回の合併に伴って文言等の整理はさせてもらった部分もありますけども、旧須木村さんのことについては、当然3年前ですかね、合併したそのときの地域振興、地元の振興とか、整備というのをごさいますので、そのあたりにはこの課にそういう機能を持たせてやっていくと、当然、野尻町さんのほうもそういう形で取り組んでいくということでありまして、課が云々というのと機能をしっかりとその課に持たせるということが大事だろうというふうに思っております。</p> <p>はい、小野さん。</p> <p>我々が勉強行ったときには、グループ制というのは大体5人から7人ぐらいが最適だろうというふうに聞いてるんですよ。それであると、このグループが1つということは、1つの課が5人から7人ぐらいまでかなと、そういう気もしたわけです。そしたら総務課長が説明されるように十分な機能を持たせるって言われてもちょっと心配になるわけなんです。だから勉強会でも聞きましたけども、いわゆるそこ辺はしっかりと議事録に残る答弁を聞いておかないと、ちょっと不安な人もおるだろうと質問してるわけですけど、その辺はどうでしょう。</p> <p>そうしましたらですね、一応、職員課長のほう来てますので、そちらのほうからちょっと補足説明をしてもらいます。</p> <p>失礼します。小林市職員課の上原といいます。今回の組織グループ会議におきまして、組織を変えるということの班長を仰せつかっております。</p> <p>今、小野委員さんのことについてご説明いたします。座らせて説明したいと思います。</p> <p>前回の須木村との合併協定書をここに手元に持ってきております。その事務所の位置につきましては、総合支所を置き須木庁舎としますよと。それと、現在の小林市役所の施設規模を考慮すると、管理部門等の本庁への機能集約により手狭になると考えられるため、現在の須木庁舎に機能を一部分散しますということが書かれているようであります。当時、合併時におきましては、多分5つか6つぐらいの課が存在したかと思えます。小野委員さんおっしゃるとおり、現在は3つの課で運営をやっているところですが、それぞれの課に6人、7人、8人ぐらいがそれぞれ張りつけられて、今、須木区の業務を担当を行っているところです。今回、合併をいたしますと、ここに書いてありますとおり協定書にも書いてあることがこの11ページに載っております。管理機能部分を設けますよと。それから分野別機能を設けますと。それと窓口機能を設けます。この3つの分野を置きますと。総合支所に置きますということで組織機構グループでは検討を重ねてまいったわけでございます。確かに心配されるところは人員配置何名になるかというのが一番問題になってくるんじゃないかというふうに考えております。合併後におきまして、野尻庁舎におきましては、今のところ8名の退職者がおりまして、100名から92名になります。小林市も14名退職されて、7名、2分の1採用するわけですが、合わせて470名から480名ぐらいあるかと思うんですが、この職員数で小林市を担っていくということになります。そこで部制を引いた場合、部長職もできます。課長職がまたあります。それと監という役職もできます。それを含めると主幹級以下が370数名になるかと思うんですが、要は動ける職員がその程度でやっていくということになります。合併を機にいたしまして、本庁舎に管理機能部門を集約したいということでグループ会議でも検討をしております。もちろん、現野尻町役場のほうからもこれだけの人</p>
--	--

会長	<p>数は欲しいなという要望等は上がってきておりますけれども、なかなか思うような人数配置ができるかなというふうに思っておりますけれども、ぜひとも、この住民サービスの低下が招かないような人員配置はやっていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>よろしいですか。ほかにありませんか。</p>
会長	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ご質問も尽きたようでありますので、それではお諮りいたしますが、報告第42号事務組織及び機構の取扱いについては、報告のとおり承認することにしてよろしゅうございますか。</p>
会長	<p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ご異議なしと認めます。それでは報告第42号につきましては、報告のとおり承認されました。</p>
総務部会長	<p>次に、報告第43号であります。消防団の取扱いについて、これを総務部会より説明をしてください。</p> <p>消防団の取扱いということで、14ページをお開きいただきたいと思ひます。</p> <p>ここにありますように、まず何といたしても消防団への出動要請と、どうやって消防団へ要請していくかということであるんですが、これにつきましては、合併後1年を目処に新たな制度等を制定するということを確認をされていたところでございます。</p> <p>その調整結果ですけれども、これについては小林市、野尻町ともに無線の配置あるいは受信状況に違いがあります。それで当面現行どおりとして合併後1年を目処に新しい制度を制定していきたいということを確認がされたところでございます。</p> <p>ちなみに、現小林市ですけれども、小林市の場合は防災メールあるいは受令機というのがございます。それでいろいろと出動要請をしているところでございますけれども、野尻町さんのほうにおかれましては、同報系の屋外拡声器あるいは個別受信機があるということがございます。今申しましたように、1年後というのを1つの目標にして、制度の構築に努めてまいりたいと思ひております。</p>
会長	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。ただいま報告いたしました第43号について、何かご意見、ご質問ありませんか。</p>
会長	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ご質問もないようでありますので、お諮りいたします。報告第43号消防団の取扱いにつきましては、報告のとおり承認してよろしゅうございますか。</p>
会長	<p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ご異議なしと認めます。それでは報告第43号につきましては、報告のとおり承認されました。</p>
総務部会長	<p>次に、報告第44号補助金、交付金等の取扱い、これ消防関係についてであります。総務部会の説明を願ひます。</p> <p>次が消防関係の補助金、交付金ということでございますが、16ページをご覧いただきたいと思ひます。特にその中でも消防協力会と、この部分に対する補助金をどうしていこうかなということでございますけれども、大きなことといたしましては、もう補助金等についてはいろいろと統合もしていくんですが、この消防協力会補助金については調整結果は当分の間引き続きやってみようと思ひます。ただ、この消防協力会の補助金については現小林市のほうにある制度でございます。ですので、合併後3年を1つの目標にして、区長さんたちへの協力をお願いして、野尻町さんまで含んだ補助金制度の確立に努めていきたいということで、一応、調整結果はなったところでございます。</p>
会長	<p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。ただいまの報告第44号について、何かご意見、ご</p>

	<p>質疑ありませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
会長	<p>ご意見、ご質疑もないようでありますので、お諮りいたしますが、報告第44号補助金、交付金等の取扱いについて、消防関係でありますけれども、報告のとおり承認してよろしゅうございますか。</p>
会長	<p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ご異議なしと認めます。それでは報告第44号につきましては、報告のとおり承認されました。</p>
総務部会長	<p>次に、報告第45号防災関係について、総務部会より説明を願います。</p> <p>一応、私のほうはこれが最後になりますけども、18ページをご覧いただきたいと思います。防災関係ということで、特にその基本となります地域防災計画、これに対する取扱い、調整でございます。</p> <p>地域防災計画は、野尻町を含めた計画策定までは現行のまま市と町の計画を引き継ぎましょうというようなことございましたけども、調整の結果は1年後を目安として委員会を設置し、その地域防災計画をつくりますということに一応なったところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>説明はお聞きのとおりですが、何かご意見、ご質疑ありませんか。</p>
会長	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ないようでありますのでお諮りいたします。報告第45号防災関係につきましては報告のとおり承認してよろしゅうございますか。</p>
会長	<p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、報告第45号につきましては、報告のとおり承認されました。</p>
厚生部会長	<p>次に、報告第46号生活環境関係について、厚生部会の説明を願います。</p> <p>お疲れ様です。厚生部会の部会長の久米です。座って説明をさせていただきます。</p> <p>まず、報告第46号生活環境関係について、20ページをお開きください。</p> <p>ごみの処理施設ということで、調整方針といたしましては合併後1年を目処に統合する調整するというところで、調整結果といたしまして、22年度まで可燃物の搬入先は、小林市は九州北清株式会社、野尻町はえびの市美化センターとする。23年度以降は状況等踏まえ、随時調整をするとなります。</p> <p>続きまして、不燃物の搬入先についてでございますが、小林市は小林市最終処分場とする。野尻町は霧島美化センター最終処分場とすると。23年度以降はまた状況を踏まえ調整をするということでございます。</p> <p>それから、資源物についてでございますが、搬入先は、小林市は小林市ストックヤード、野尻町は霧島美化センターとするということで、平成23年度、随時調整をするという調整結果でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいま報告第46号について、何かご意見、ご質疑ありませんか。</p>
会長	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ないようでありますので、それではお諮りいたします。報告第46号生活環境関係につきましては、報告のとおり承認してよろしゅうございますか。</p>
会長	<p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、報告第46号につきましては報告のとおり承認されました。</p>
厚生部会長	<p>続きまして、報告第47号補助金、交付金等の取扱い、これは厚生関係についてであります。厚生部会の説明を願います。</p> <p>続きまして、47号の報告をいたします。22ページをお開きください。</p>

	<p>補助金、交付金等の取扱いということで、上水道・簡易水道以外の水道施設等補助ということをごさいます、これは野尻町、小林市等に補助金の交付要綱等は整備しておりますが、実績というものが野尻町だけということで、野尻町を基本として調整を図ったところをごさいます。</p> <p>調整結果といたしましては、上水道・簡易水道以外の水道施設等の補助については野尻町の例により調整するということです。補助金対象者は水道組合代表者とし、当該組合の施設整備に関し補助金を交付する。補助金は事業費の3割以内とし、補助限度額は200万円とする。補助金交付に関する様式については小林市補助金交付要綱の規定により調整をするということをごさいます。</p> <p>以上をごさいます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ただいま報告の第47号について、何かご意見、ご質疑ありませんか。</p>
会長	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ないようでありますので、それではお諮りいたします。報告第47号補助金交付金等の取扱いについて、これは厚生関係であります、これにつきましては報告のとおり承認してよろしゅうございますか。</p>
会長	<p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ご異議なしと認めます。それでは報告第47号につきましては、ただいま説明いたしましたとおり承認をさせていただきます。</p> <p>次に、報告第48号国民健康保険事業の取扱いについて、これを厚生部会の説明を願います。</p>
厚生部会長	<p>報告第48号についてご説明を申し上げます。24ページをお開きください。</p> <p>国民健康保険事業に関することをごさいます、3項目ありますが、3項ともまとめてご説明をいたします。</p> <p>まず、保険税の賦課割合等についてでございますが、調整方針といたしましては合併後0年を目処に統合するよう調整するということで、調整結果といたしまして、賦課方式については所得割、資産割、均等割、平等割の4方式とし、暫定賦課は4月に行い、本賦課は7月とする。納期は年8期とする。これは野尻町は10期でございました。それから4月、6月を賦課の特例とし、7月の本算定を行う。これはさっき申し上げた暫定賦課の関係でございます。各帳票の発行は自庁方式とするということが調整結果でございます。</p> <p>続きまして、1人当たり1世帯あたりの保険税に関することをごさいます、合併後0年を目処に統合するよう調整するという調整方針でございますが、調整結果といたしましては、保険税率については合併時はそれぞれの市町の税率を適用すると。22年度からは新市の税率を設定し、1世帯1人当たりの保険税を算出するということをごさいます。</p> <p>それから25ページでございますが、人間ドックの利用状況ということで、これも合併後0年を目処に統合するよう調整するということをごさいます、調整結果といたしましては、人間ドックの種類及び検査項目については小林市の内容を基本とし、専門機関と調整を図るということをごさいます。人間ドックの基準額は検査項目等の調整後算出する。個人負担金については予防・早期発見及び医療費抑制の趣旨を踏まえ、受診者の減少を招かないよう、また負担増とならないよう小林市の例を基準とし、専門機関との調整を図るということで、以下に、検査項目並びに基準額、個人負担額の、差替えの部分でございます。26ページのほうは差替えがありますので、そちらのほうをご覧いただきたいと思ひます。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>おわかりでしょうか。差替えがしておりますので、26ページのこの特に金額のところに変更があるようですから、十分ご理解いただきたいと思ひます。</p> <p>それでは48号についての説明をいたしました、何かご意見、ご質疑ありませんか。小野さん。</p>

<p>小野委員</p> <p>会長 国保分科会長</p>	<p>25ページの個別調整結果の中の間ドックの種類及び検査項目については小林市の内容を基本とし、専門機関と調整を図るといふうにありますけども、今ですね、非常に男性の前立腺がんが増えてるといふことはこの前質問しましたけども、特に50歳以上は欧米では死亡で第1位らしいですね。それで特定健診の中にも入れてもらえるように話したんですけども、この検査項目の中に血液検査の項目が5項目あるんですよ。血中脂肪とか血中脂質、肝機能、血糖、腎機能、貧血ですか。この中にですね、できたら、前立腺がんの血液検査でよく簡単にわかるそうでありますので、一般で受けると160円ぐらいでしたかね。オプションの中で入れると40円か60円とかいふうに安くで受けられるといふうに聞いてますけども、ぜひ、この中にも入れてほしいなと思ってますけど、その辺も検討をしていただきませんかでしょうか。</p>
<p>会長 大浦委員</p>	<p>説明してください。 失礼いたします。ほけん課の分科会長をしております久保田と申します。よろしくお願いいいたします。 今、小野委員さんのほうからありました件につきましては、今後、分科会を開く中で、こういったご意見がありましたということで再度調整を図りたいと思いますので、またご報告をさせていただきたいと思っております。 以上です。</p>
<p>会長 国保分科会長</p>	<p>よろしゅうございますか。ほかにありませんか。大浦さん。 失礼します。24ページ、個別調整結果で、賦課方式については所得割、資産割、均等割、平等割となっておりますが、こちらの説明資料によりますと3方式で検討できないかということだったんですけど、そこ辺が、そのあたりが3方式と4方式でなった、そのいきさつをちょっと説明してください。 それと野尻の場合は特に資産割が非常に高いんですよ。そこ辺がどうなったか。それをお願いします。 それともう1件、人間ドック、これは非常に小林市の場合です、毎年ずっとやっていただいでですね、特に脳ドックなんかは、もう申込みが1日で詰まってしまったというような経緯があるわけなんですよ。この件数を今度分科会において検討されるのであれば、もう少し増やしていただくように、一昨年もほとんどもう、9月の補正のときにはもう、ほとんどもう予約がいっぱいであったというような経緯があるわけなんですよ。そこ辺を今度検討課題としてお願いしておきます。</p>
<p>会長 国保分科会長</p>	<p>答弁いいですか。どうぞ。 失礼いたします。3方式と4方式の検討の経緯でございますが、県内でただいま3方式をとってるのが宮崎市及び高鍋町。といいますのが、3方式というのは、この資産割というのを含まないという形で、所得割、均等割、平等割、この3つで一応保険税を構成するというものになります。検討結果、なぜ4方式になったかと申し上げますと、資産割を外しますと当然所得割をやらないといけない。というのが、応益応能の割合というのがありまして、応益というのが要は所得資産に対するもので、応能というのが均等割、平等割に対するもので、これを一応国の基準とした50対50というものを保たないといけない。これが55対45、もしくは45対55、この割合を2年続けて崩れた場合、現行の保険税の軽減の制度で2割軽減という制度がございます。こちらの制度が2カ年間バランスを崩れた場合には、市町村で軽減することは構わないんですけど、国からいただく交付金、こちらのほうが減額を受けるといふものがあります。で、現行で申し上げますと、所得割につきましては野尻町さんのほうが低うございまして、資産割のほうが高いと。小林市のほうが所得割が高く、資産割が低いと、そういったものを加味した上で計算を試算したところ、当然3方式をとると所得割がふえてきますので、所得のある方はさらに負担が増えてきますし、野尻さんとしては税率がまた大幅に上がることが危惧されましたので、一応バランスを</p>

<p>会長 大浦委員</p>	<p>とるという意味で4方式のほうを採用させていただくことになりました。 以上でございます。 よろしいですか。はい、どうぞ。 わかりました。そうすることによって税の公平感が保てるんじゃないかという、大体この17ページの表でわかりましたが、それから納期。これが野尻は今まで10期やったんですよ。今度は小林に合わせて8期になってくるわけなんですけどね、そこ辺が、前、須木等も確か10、須木は12期だったですよ。10期やったですかね。これでも議会で何とか10期の納税方式ちゅうのは強く何回も出たんですけど、この辺をちょっと、私は緊急に10期から8期に変更してもですよ、どんなもんかなと思ってのんですが、即0年度を目処に統合する、調整するっていうふうになってますけどね、早速合併後はこれに8期になっていくだろうと思うんですけどですね。ちょっとその辺を……。</p>
<p>国保分科会長</p>	<p>納期につきましてお答えいたします。当初、大浦委員さんがおっしゃられたように、小林市は納期が8回、野尻町さんにつきましては10回ということで、賦課につきましては野尻町さんは6月本算定の毎月の10回と。小林については4月に暫定賦課、要は仮計算をしたもので2回、で、7月に本算定をして残り6回ということで調整をしてきたんですが、なぜ、まず8期に調整結果がなりましたかということ、納期を6月からにしますと、4月、5月というのが全く税的な歳入がございません。ですから、その部分をどうするかというのが1番の問題になりまして、一応、暫定賦課のほうでいったほうが年度当初から税収が入ってくるというのがあるのが1番の要因でございます。</p>
<p>会長 福本委員</p>	<p>以上でございます。 よろしいですか。ほかに。はい、どうぞ。福本さん。 25ページに脳ドック関係の検診関係になってるんですが、検診っていうのは医療費を抑えるためには大切な事業だろうと思うんですが、脳ドック、それから人間ドックについては利用者が多いということだったんですが、これからちょっと離れるんですが、今の特定健診がありますよね。その20年度の結果を見ますと、野尻町はその前が5%足らずだったのが、今25.3%まで上がってます。小林市につきましては、10.数%ぐらいということですね。やっぱり24年度までは65%の一応目標があるんですが、それについての取組みをどのように考えてらっしゃるのか、ちょっと伺ってみたいと思います。</p>
<p>国保分科会長</p>	<p>特定健診につきましては、昨年度20年度より国の施策として取組みを始めてまいったところでございます。今、委員さんがおっしゃるように、野尻町さんが25%をもう超えてらっしゃる。小林市については現状11%程度しかございません。今年度からは、まず市としての広報だけではなかなか難しい面もあろうかということで、先般、小林農協さんのほうにも一応ご相談に上がりまして、各部会、その他いろいろなイベント等がある際には、そのPR活動もしくは健康相談等を行いながら、少しでも趣旨普及を図ってまいりたいということで、今年度は計画をいたしております。</p>
<p>会長</p>	<p>あと、人間ドックにつきましても昨年度特定健診が入りましたので、昨年度検査項目のほうも見直しを行いまして、一応人間ドックを受けた方も受診率のカウントができるような状態の整備はさせていただいておりますので、今後一層皆様方の周知等のご協力をいただきながら、24年度65%を達成できるように頑張ってみてまいりたいと考えております。 以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいですか。ほかにありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり] それでは、ご意見、ご質疑も尽きたようでありまして、お諮りいたします。報告第48号につきましては、報告のとおり承認するにご異議ありませんか。よろしゅうございますか。</p>

<p>会長</p>	<p style="text-align: center;">[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、報告第48号につきましては、報告のとおり承認されました。</p> <p>ここで約10分間休憩をいたします。</p> <p style="text-align: center;">午後2時31分休憩～午後2時40分再開</p>
<p>会長</p>	<p>それでは休憩前に引き続き会議を開きます。</p>
<p>厚生部会長</p>	<p>次に、報告第49号障害者福祉関係について、厚生部会の説明を願います。</p> <p>報告第49号についてご説明申し上げます。28ページをお開きください。</p> <p>まず、障害者福祉計画でございます。これは21年から26年度、昨年度小林市では計画を策定いたしております。それで21年度において策定をするということで、今現在、野尻町と合併を想定した計画づくりに入っておるところでございます。21年度中に策定をするということでございます。</p> <p>続きまして、障害福祉計画ですが、これは障害者自立支援法に基づきまして、3年を周期に策定をするものでございまして、これも昨年度21年から23年度分には策定をいたしておりますが、これについてもサービス料の数値目標の設定とか、地域実情に合わせた施策づくりということで、野尻町さんとの合併を目標といたしまして、21年度中に障害者福祉、障害福祉計画を作成するというところでございます。</p> <p>続きまして29ページでございますが、重度心身障害者医療費助成ということで、調整方針といたしましては、合併後0年を目処に統合するよう調整するというところでございまして、小林市のみ単独助成事業については現行補助率2分の1の方向で調整するというところでございまして、これは重度心身障害者医療費助成につきましては、小林市でのみB1・B2の方について医療費の助成を行っているということでございまして、この方たちの分について2分の1の助成をするという方向で調整方針が決まっておりました。それに基づきまして調整をした結果、制度等の関係がございまして、個人負担の限度額を月額3,000円とすると。それから給付決定事務、受給者証発行・更新、電算入力及び補助金支払い事務は、下記のとおりとするということで、受給資格登録申請・変更等は須木庁舎及び野尻庁舎でも受付ける。受給資格者証の再発行は須木庁舎及び野尻庁舎でも行う。受給資格者証の一齐更新は8月本庁で行う。助成申請書は須木庁舎及び野尻庁舎でも受け付け、入力事務も行うという調整結果が出ました。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。ただいま説明いたしました報告第49号について、何かご意見、ご質疑のあられる方はお出してください。小野さん。</p>
<p>小野委員</p>	<p>小野です。この個人負担の限度額を月額3,000円とするということで、小林市の単独だそうなんですけども、須木はもっと幅広く月額1,000円でやったんですよね。それで合併と同時に小林市に合わせて、B1・B2まで、B1・B2の方ぐらいしかできなくなったんですけども、私はですね、障害児が障害のない人と同等に生活し、ここに書いてありますよね、計画の趣旨が。活動できる社会を目指すノーマライゼーションを理念とし、長期的な視野等に立ち、行政と住民が一体となった福祉を目指すというふうに記載しております。この前、聞いたらですね、入院が400万円が現在が。今度1,000円にすればですね。外来が300万ぐらいかかるということで、現在は1,000万らしいんですけど、300万ぐらいの減になるんですよね。300万ぐらいのですね、ちゅうと失礼ですけども、何とかですね、行政をスリム化したりとかで、そういうところで経費は落としてもらって。この1,000円に、もとのですね、この3,000円まで増やさなきゃいけないのかなと。福祉を後退させる必要はないんじゃないかなと思うんですよね。私は前の協議会入ってませんので、ちょっと……。ここでは報告になっておりますけども、担当がそう決めたんでしょうけど。やはり今の市長、これからの市長になられる方も、これはあんまり賛成じゃないんじゃないか</p>



<p>会長 厚生部会長</p>	<p>なと思うんですけど。どうでしょうか。市長。        答えにくい……。事務局答弁してください。        重度心身障害者医療費制度は県も補助いたしております、B1・B2という形の方に対しての補助というのは小林市と都城さんがやっているというふうにお聞きいたしております、昨年度の協議会の中ではもう廃止をお願いしたいということをお願いをいたした経緯がございます。その中でいろいろ議論をいただきまして、2分の1は補助をするようにという調整方針をいただきましたので、それに基づいて算出した結果が3,000円ということで、福祉の後退と言われれば、そのとおりなんですけども、なかなか広げることができない状況であるということをご理解いただきたいと思います。</p>
<p>会長 小野委員</p>	<p>小野さん。        理解はできますけども、理解できるのと賛成とは別なんですけども。小林はですね、新しい町になるんですね。この須木と合併して、今度は野尻と合併して新しい町をつくるということですね。新しい町をつくるのに障害者に優しいまちづくりとか、やはり、そういう基本理念というのが大事だと思うんですよ。野尻の人も小林の1,000円にしていただければ、野尻の人も喜ぶんじゃないかと思うんですよ。だから、ぜひですね、この辺は考えてもらって。300万は大変なお金ですけども、あとの行財政のスリム化で、地方自治というのは住民福祉をもって基本とするというふうに乗っております。地方自治法にもですね。何とか、これ考えていただきたいと思いますんですけども。私は、私は反対です。</p>
<p>会長</p>	<p>いろいろ論議した中で、導きだしたものであると思いますので、今回につきましてはですね、お認めいただいて、次の機会といいますか。次年度等についてはまた十分検討するというので、ひとつご理解を賜りたいと思いますが。よろしゅうございますか。ほかにありますか。はい、福本さん。</p>
<p>福本委員</p>	<p>野尻、福本ですが。今回、障害者福祉計画を合併と同時に練り直すということなのですが、この計画についてはですね、やっぱり、その現場の障害者、また障害者家族の意見というのを十分反映させるような形でつくっていただきたいと思います。どうしても机の上だけですと、表面だけは福祉、手厚い感じになってるんですが、実際使うほうちゅうか、障害者から言えば、あんまりいい内容じゃないような感じもありますんで、そのあたり十分踏まえた上で策定していただきたいと思います。</p>
<p>会長 厚生部会長</p>	<p>以上です。        答弁要りますか。        小林市でもですね、障害者の方のアンケートをいただいておりますし、今現在、野尻町でもアンケート調査を行っておると思いますので、十分障害者の方のご意見を参考にして作成したいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかにありませんか。</p>
<p>会長</p>	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]        ご意見、ご質疑も尽きたようでありますので、報告第49号障害者福祉関係につきましては報告のとおり承認して差支えありませんか。</p>
<p>会長</p>	<p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]        ご異議なしと認めます。それでは報告第49号につきましては、報告のとおり承認されました。</p>
<p>厚生部会長</p>	<p>次に、報告第50号その他の社会福祉関係について、厚生部会の説明を願います。        それでは、報告第50号についてご説明をいたします。        30ページ、31ページをお開きください。その他の社会福祉関係についてということで、民生委員・児童委員及び主任児童委員についてでございます。        合併後0年を目処に統合するよう調整するという調整方針で、調整結果をご報告いたします。</p>

	<p>まず、民生委員推薦会、これは民生委員法第8条に基づきまして設置をいたしております。人数は14人以内ということで、32ページのほうの下の8条の2の中に1から7までそれぞれの部門がありまして、この中から2名以内ということで、14名以内というふうにいたしております。</p> <p>民生委員会の任期でございますが、これは平成24年5月31日まででありまして、そのまま継続をするということでございます。野尻町の民生委員、推薦委員会の委員の皆様については合併時に失職となるということでございます。</p> <p>それで民生委員の委嘱についてでございますが、今現在14人以内ということで、12名の方に今小林市の方に委嘱をお願いしております。野尻町から2名の方を委嘱をするという予定にいたしております。</p> <p>それから、民生児童委員の任期は3年ということで、平成19年12月1日に改正をされておまして、任期は22年11月30日までということで、民生委員、推薦委員会は一斉改選までは欠員について推薦会を開催するというところでございます。</p> <p>続きまして、民生児童委員の定数でございますが、これはもう厚生大臣の委嘱によって委嘱されておまして、任期が22年の11月30日までということでございまして、そのまま引き継ぐということで、小林市は現在102名でございまして、野尻町が21名と、合わせて123名になるということでございます。</p> <p>それと関係団体との調整ということで、今現在、民生委員、児童委員協議会の事務局を社会福祉協議会のほうにお願いをいたしております。それで合併後は事務局を統合するように社会福祉協議会と協議をいたしたいというふうに思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。ただいま報告第50号につきまして説明いたしましたが、何かご意見、ご質問があられる方はお出してください。福本さん。</p>
<p>福本委員</p>	<p>野尻、福本です。これは前の協議の時も言ったんですが、今高齢化社会ですね、大変この民生委員さんの仕事ちゅうのは大変になってきております。現在、野尻町では1人欠員になっております。いろいろあるかと思うんですが、なかなかですね、民生委員さんの仕事の量からすると、費用というのがほんとわずかな費用で働いてもらってるちゅうのが現状でありまして、一応、この環境というのをある程度整えてやるのも一つの福祉に優しい町のあれなのかなと思うんですが、これは国の決まりがあって、なかなか難しいところがあると思うんですが、そういう面を十分踏まえながら検討していただきたいなというのがあります。</p> <p>それと、住民の方々から言わせますと、民生委員さんというのはたくさんの費用をもらって、お金をもらって活動しているように映っている面がありまして、本当はボランティアで動いてるというのを周知していただくのも動きやすい環境をつくる一つの要因かなと思いますので、そのあたりもあわせてお願いしたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長 厚生部会長</p>	<p>答弁要りますか。</p> <p>民生委員さんは国の法律によりまして無償ということでございまして、国の基準で活動費ということで、国の基準と、現在小林市も国と同じ基準額を協議会のほうに補助いたしております。活動をお願いしてるところでございます。ほんとに民生委員さんは、最近もう児童から高齢者ということで、大変お忙しく活動をお願いをいたしているところでございます。活動のそういう円滑に運べるようにこちらのほうも援助はしていきたいというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいですか。ほかにありませんか。</p>
<p>会長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕 ご質問も尽きたようでありまして、お諮りいたします。報告第50号その他</p>

<p>会長</p>	<p>の社会福祉関係につきましては報告のとおり承認してよろしゅうございますか。          [「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
<p>総務部会長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって、報告第50号につきましては、報告のとおり承認されました。          続きまして、これから協議事項に入ります。まず、協議第24号消防団の取扱いについて、総務部会の説明を願います。          再びですけども、私のほうで説明させていただきたいと思います。座って説明させていただきます。          協議第24号ということで、34ページをお開きいただきたいと思います。          ここでありますように、消防団の取扱いと、この部分につきましてはもう合併までに統合するよう調整しましょうというふうになっていたんですけども、これを小林市の制度等に統一するという方向で変更をお願いしたいということでご提案申し上げます。          今ここにありますように、小林市の制度等に統一するということであるならば、どうなっていくのかということですが、これについては、1点目が組織体制及び階級については小林市の制度に統一しますよと。そして2点ですけども、幹部団員の任期は小林市の規則を適用して4年としますよという2点でございます。ちなみに現在、小林市ですけども、小林市の場合は7分団20部プラス女性部ということで412名の団員がいますけども、これが合併いたしますと10分団26部プラス女性部ということで532名の団員というふうになってきます。          35ページに、野尻町さんのほうが第8分団から第10分団のほうに入っていくというようなことを今考えてるところでございます。          以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>何かご意見、ご質疑ありませんか。</p>
<p>会長</p>	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]          それでは、お諮りいたしますが、協議第24号消防団の取扱いにつきましては原案のとおりこれを確認することにしてよろしゅうございますか。</p>
<p>会長</p>	<p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]          はい。それでは、協議第24号につきましては、原案のとおり確認されました。</p>
<p>総務部会長</p>	<p>次に、協議第25号防災関係について総務部会の説明を願います。          防災関係ということで37ページをお願いいたします。ここにありますように防災関係、特に無線関係ですけども、これにつきましては、以前の協議の中では現行のまま新市に引き継ぐというふうになっていたんですけども、これを合併を目処に統合するよう調整しましょうというようなことに変更させていただきたいということです。そうしたらどうなっていくのかということですが、大きくは2点ございまして、当然、今の防災行政無線は現行のまま引き継いでいきますよということ、2点目は小林市の庁舎、そして野尻町の庁舎、これを結ぶ双方向のデジタル無線ですけども、これがMCA無線といいます。これを合併までに導入して、野尻庁舎のほうに置きましょうということでございます。ちなみに、平成18年に旧小林、旧須木村が合併した際も本庁と野尻庁舎間にこの双方向のMCA無線、デジタル無線を配置したところでございます。</p>
<p>会長 総務部会長</p>	<p>以上です。          ちょっと説明、大丈夫か。今、須木との間にしたんじゃないの。          すみません。今の旧須木村とですね、旧小林がしたときもしたということで、それと同様にやっていきますよということです。すみません。</p>
<p>会長</p>	<p>お聞きのとおりであります。何かご意見、ご質疑ありませんか。</p>
<p>会長</p>	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]          それではご意見、ご質疑もないようですのでお諮りいたしますけど、協</p>

<p>会長</p>	<p>議第 2 5 号防災関係については、これを説明いたしましたとおり確認するにご異議ありませんか。よろしゅうございますか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
<p>会長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって、協議第 2 5 号は説明のとおり確認をされました。</p> <p>次に、協議第 2 6 号その他関係交通安全について総務部会より説明をお願いします。</p>
<p>総務部会長</p>	<p>協議 2 6 号ということで最後になります。</p> <p>交通安全、特に交通指導員の部分ですけども、この部分につきましては、合併までに一応統合するよう調整しましょうということであったんですけども、小林市の制度のほうに統一するということに変更させていただきたいということをお願いしたいということです。</p> <p>その中身につきましては、交通指導員の処遇ですけども、勤務日等ですけども、これについては小林市の制度をやっていくということをお願いしたいということです。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>説明はお聞きのとおりですが、何かご意見、ご質疑ありませんか。</p>
<p>会長</p>	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ご意見、ご質疑もないようですのでお諮りいたします。協議第 2 6 号その他関係につきまして、交通安全につきましては原案のとおり確認してよろしゅうございますか。</p>
<p>会長</p>	<p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ご異議なしと認めます。それでは協議第 2 6 号につきましては、原案のとおり確認されました。</p>
<p>厚生部会長</p>	<p>次に、協議第 2 7 号生活環境関係について、厚生部会の説明をお願いします。</p> <p>それでは協議第 2 7 号生活環境関係の変更についてということでご説明を申し上げます。</p> <p>4 1 ページでございます。対象地区収集体制でございます。収集体制につきましては、調整方針といたしまして、現行のまま新市に引き継ぐということでしたが、合併後 1 年を目処に統合するよう調整するというふうに変更をお願いしたいというものでございます。</p> <p>まず、そのほかの一般処理計画については基本計画として合併期日までに策定をするということでございます。収集箇所については現行のまま新市に引き継ぐ、収集体制については、小林市が現在直営、野尻町が委託ということでございます。平成 2 3 年度以降の体制については 2 2 年度中に調整するというところでございます。それで、高齢世帯、独居老人及び障害者等のうちごみ搬出の困難な世帯については小林市の方式で戸別収集するというところで、これはふれあい収集ということで、小林市のほう今現在実施しているところでございます。</p> <p>収集日については、平成 2 2 年度は現行どおりとし、平成 2 3 年度以降は平成 2 2 年度中に調整をするという調整結果でございます。よろしくお祈りいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>説明はお聞きのとおりであります。何か協議第 2 7 号についてご意見、ご質疑のあられる方はお出しく下さい。福本さん。</p>
<p>福本委員</p>	<p>4 番に高齢世帯、独居老人及び障害者等の戸別収集なんですが、現在、小林市で何戸くらい戸別収集されてるところがあるのか。これについては申請を上げる、そういうのがあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。</p>
<p>厚生部会長</p>	<p>ふれあい収集につきましては、福祉事務所と生活環境課が連携してお願いをしているところでございまして、申請者は福祉事務所窓口でお願いをいたしているところでございまして、ちょっと今、件数についてはちょっと把握しておりません。申し訳ございません。</p>

会長	後でお知らせします。ほかにありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
会長	それではお諮りいたしますが、協議第27号生活環境関係につきましては、これを原案のとおり確認してよろしゅうございますか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
会長	ご異議なしと認めます。協議第27号につきましては、原案のとおり確認されました。
事務局	続きまして、次に確認事項について事務局から説明をいたさせます。 資料ページの42ページでございます。 これからの協議会の予定でございますが、第8回の協議会を21年11月26日1時半より野尻町農村環境改善センターホールで、第9回の協議会を22年1月28日午後1時半より小林中央公民館大ホールで、第10回の協議会を平成22年2月25日午後1時30分より野尻町農村環境改善センターホールで予定しておりますので、委員の方はよろしくお願いいたします。 以上です。
会長	説明をいたしました。協議会の次の日程、いよいよあと3回になりました。大変ご苦勞おかけいたしました。あと3回、また協議をお願いしながら、まとめてまいりたいというふうに思います。どうぞこれをご承知をおきください。 それでは、長時間にわたりまして慎重にご審議いただきまして誠にありがとうございました。
事務局	これで私の議長の責めを終わらせていただきますが、あとは事務局のほうで進行をお願いします。 それでは、堀会長、どうもありがとうございました。委員の皆さん、長時間にわたり本当にお疲れさまでございました。 以上をもちまして、第7回協議会のすべてを終了いたします。お帰りの際は交通事故等に気をつけてお帰りください。 なお、お帰りの際は、皆さんに名札が配られているかと思いますが、事務局のほうでお預かりをしたいと思っておりますので、その場に置いてお帰りいただきたいと思っております。 また、傍聴の皆様には出入り口付近に傍聴証の回収箱をご用意しておりますので、そちらに傍聴証をご返却くださいますようお願いいたします。 それでは、本日は皆さんお疲れさまでございました。 ありがとうございました。
会長	ありがとうございました。 午後3時07分閉会

署名委員

---

署名委員

---